

日本災害復興学会誌（以下、「会誌」という。）「復興」の投稿規程を次のとおり定める。

（会誌の目的）

第1条 会誌は、災害復興に関する学術ならびに実務面の、新しい知識や情報、重要な経験や事例ならびに調査結果などを広く会員に伝えるとともに災害復興学の発展に寄与することを目的とする。

（会誌の内容）

第2条 会誌の記事は、次の各号のいずれかとする。

- （1）復興に関する提言、解説、評論、報告および資料
- （2）トピックスおよび災害事例、復興事例等の紹介
- （3）日本災害復興学会（以下「本会」という。）の活動、イベントの紹介、報告
- （4）災害及び復興のニュース
- （5）文献および図書の紹介
- （6）談話ならびに用語解説
- （7）その他、会誌の目的に沿うもの

（会誌の発行形態）

第3条 会誌は、冊子体、及び年1回以上電子版で発行し、電子版をもって正本とする。

- 2 電子版は本会ホームページに掲載する。
- 3 冊子体は電子版を基に必要な応じて編集、発行するものとする。

（原稿の種類）

第4条 原稿の種類は、次の各号のいずれかによる。

- （1）本会会員からの投稿
- （2）本会学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）からの依頼による寄稿

（投稿資格）

第5条 投稿する際の筆頭著者は、本会会員に限る。ただし、投稿の共著者及び依頼による寄稿の著者はその限りではない。

（原稿の作成）

第6条 原稿の作成は、別に定める執筆要領による。

（原稿の提出）

第7条 原稿の提出は、次の各号に従い行う。

- （1）提出 原稿は、PDF原稿を委員会宛に電子投稿する。
- （2）締切 原稿締切は、発行予定日の原則として2か月前とする。
原稿の到着日をもって、原稿の受理日とする。
- （3）提出先 日本災害復興学会 学会誌編集委員会

(原稿の審査)

第8条 投稿原稿の採用の可否は、委員会が決定する。

- 2 委員会は、審査の結果に基づき、原稿について訂正を求めることができる。
- 3 委員会が訂正を要求した場合、執筆者は、指摘された箇所以外の箇所に変更を加えてはならない。ただし、委員会の承諾がある場合はこの限りではない。

(校正)

第9条 原稿は、第8条第2項および第3項に基づく訂正等を除き、校正は行わない。

(原稿料)

第10条 原稿料は、非会員への依頼原稿に限り支払うことができるものとする。

- 2 前項に定める原稿料については別に内規で定める。

(著作権)

第11条 会誌に掲載された記事の著作権は、本会に帰属する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。

(付則)

本規程は、理事会の議決による制定日（2012年1月9日）から即日施行する。